

資格喪失(扶養解除)時は 保険証を速やかに返却してください！！

資格喪失(扶養解除)時の保険証返却の徹底について(お願い)

資格喪失(扶養解除)日以降に使用できない保険証を使用(無資格受診)し、医療機関等を受診(特に“資格喪失(扶養解除)日後一週間以内”に使用されることが特に多いです。)してしまったことにより、医療費(協会けんぽで負担した総医療費の7割から8割)の返還を求めるケースが増えております。

無資格受診を防止するため、次の①②③の事項の徹底をお願いいたします。

- ①資格喪失(扶養解除)日以降5日以内に保険証を回収し、資格喪失届・被扶養者(異動)届を提出する際、必ず保険証を添付してください。(電子申請による場合も5日以内の返却の徹底をお願いします。)
- ②資格喪失(扶養解除)する方へ、資格喪失(扶養解除)日以降、保険証は使用できないことを説明してください。
- ③使用できない保険証を使用した場合、後日、医療費のうち協会けんぽ負担分(総医療費の7割から8割)を返納しなければならないことを説明してください。

保険証の回収、届書への添付は法令で定められており、事業主の義務です。「被保険者資格喪失届」「被扶養者異動届」(扶養削除の場合)を日本年金機構に提出する際は、保険証を必ず添付してください。

※健康保険法施行規則 第51条(被保険者証の返納)

届書提出時に保険証を添付できなかった場合、「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず提出してください。

※未返却者にかかる協会けんぽ・日本年金機構の対応について

被保険者だった方に対し、文書および架電による催告を実施しております。

保険証の返却のタイミングにより、行き違いで催告してしまう場合がありますので、回収後は速やかに返却をお願いします。

保険証の返却方法

すでに保険証を返却されている方への行き違いによる催告を防止するため、保険証回収後は以下のとおり返却してください。

資格喪失届、被扶養者異動届に添付
または電子申請による届出の場合

当該事実から5日以内に

日本年金機構
仙台広域事務センターへ

上記書類を提出後に、保険証を回収した場合

速やかに

協会けんぽ福島支部へ
(〒960-8546 福島市栄町6-6-8F)

保険証回収等に積極的に取り組んでいる事業所の事例

- ・身分証明書など退職時に返却が必要なものの一覧表を作成し、その中に保険証を記載している。
- ・入社時に保険証の大切さを説明する際、退職時の返却についても説明している。
- ・未返却者については、担当者が自宅を訪問し、積極的に回収を行っている。
- ・退職後の医療機関の受診予定等を聞き、保険証が使えないこと、療養費について伝えている。